

くめなん生活応援企業 登録募集要領

1 趣旨

町民及び町内で新たに生活する方に対して、生活を応援する活動に取り組む町内の企業等を「くめなん生活応援企業」として登録し、その情報を広く発信することで、町内企業の利用促進と地域経済の活性化を図ります。

2 応募資格

町内の個人事業主または町内に事業所がある企業等。※ただし、次に該当する者を除きます。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) 債権取り立て、示談引き受けなどをうたっている者
- (5) 政治・宗教団体
- (6) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う者
- (7) 民事再生法及び会社更生法による更生手続き中の事業者
- (8) 各種法令に違反している者
- (9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者
- (10) 申請時において町税等の町への収入金に滞納がある者
- (11) 久米南町暴力団排除条例（平成 23 年久米南町条例第 15 条）第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する要件に該当する者
- (12) その他町長が適当でないと認める者

3 登録事項

くめなん生活応援企業登録申請書（様式第 1 号）の記載事項を登録事項とし、町の広報媒体等で公表します。「くめなん生活応援としての取組」欄に企業等として町民生活を応援する取り組み内容を必ず記載してください。

《取組内容》（例）

- ・自社のホームページに久米南町のホームページ（町の移住サイトなど）のリンクを掲載する。
- ・自社のホームページまたは SNS 等により、久米南町の情報を広く発信していく。
- ・町が発行する移住定住に関するパンフレット、その他観光パンフレット等を常時企業内に置く。

- ・来町する取引先に観光案内や定住 PRを行っていく。
- ・居住地確保への支援など、家族を伴って久米南町へ転勤する社員を支援していく。
- ・農業研修生やインターン生などの受入を行っていく。
- ・移住者と地域住民との交流会などへ、企業として積極的に参加する。
- ・地域の交流イベントなどへ、企業として積極的に参加する。
- ・複数の企業で連携し、町内巡りツアーや等を実施する。
- ・町内在住者に対し、割引等のサービスを実施していく。

※この例示にとらわれず、アイデアあふれる取り組みを求めます。

4 登録期間

登録期間は2年以内とします。

※登録期間は、登録決定日から翌年度の3月31日までとします。

(例) 令和5年4月1日登録決定 → 令和5年4月1日～令和7年3月31日

※更新を希望する企業等は、くめなん生活応援企業登録申請書（様式第1号）により、
更新の手続きを行ってください。

5 提出書類

- (1) くめなん生活応援企業登録申請書（様式第1号）
- (2) 企業等の所在地がわかる地図
- (3) 企業等の写真 2枚まで（町の広報媒体へ掲載希望の場合）
- (4) 企業等のホームページやSNSのアドレスがわかるもの（町の広報媒体へ掲載希望の場合）

※(2)、(3)、(4)は、更新時変更がなければ提出不要。

※登録期間内に、社名や所在地、または業種などの登録内容に変更があった場合には、
くめなん生活応援企業登録事項変更届（様式第3号）により届出を行ってください。

6 登録企業になると

【町】

○町のホームページやイベントなどで、登録企業の紹介をします。

※ホームページの内容は、企業からの要望があれば都度見直しを行います。

※突発的なイベント、期間限定のお知らせも掲載可能です。

○移住希望者や観光客などへ、町が積極的に登録企業の情報発信を行います。

【企業】

- くめなん生活応援企業登録申請書に記載した「くめなん生活応援としての取組」に基づいた活動を行ってください。

7問い合わせ及び書類提出先

○受付窓口 久米南町役場 産業振興課

○提出書類

※募集要領及び提出書類は受付窓口又は町ホームページからダウンロードできます。(更新の企業へは申請書を同封しています。)

URL <https://www.town.kumenan.lg.jp>

○申請期間 随時

※申請は、受付窓口で随時受け付けています。

※更新される企業は、期間満了までに更新の手続きをお願いします。

※登録内容や申請についてなどの相談を承りますので、お気軽にお問い合わせください。